

角田 稲葉 当時第一審長答弁

ちに集団的自衛権を云々する状況にあるということですね、あなたの答弁は。

○夏目政府委員 日米安保条約があるという意味においてお話しする限りだと思います。

○稻葉委員 そこで、一体この自國と密接な関係にある国といふことで集団的自衛権といふものを

考へる場合、条件はそれだけですか。自國と密接な関係にある外国における武力攻撃、これだけが条件ですか。その国に攻撃を受けることが日本の国家の存立その他に關係があるということになれば、それも密接な関係にあるといふことが見えずしも地域的な問題——密接といふのは地域的な問題も重要ではあるけれども、それには限らない、こうしたことと承つてよろしいですか。

○夏目政府委員 当然地理的な関係のあるとか政治体制の問題

接する関係といふふうな立場にある国といふように御理解いただきたいと思います。

○稻葉委員 そうすると、日本が国際法上集団的自衛権を持つていると言つたのですね、主權国家だから。これはわかりました。日本は主權国家だから、国際法上のみならず国内法上も集団的自衛権を持つっているのですか。そこら辺が非常にあいまいなんですよ、この答弁は。それを私は聞いたんだけれども、答えてないわけだ、この答弁書は。

そこで私は聞いているわけですね。いいですか。問題はどういうことかといふと、おわかり願えるでしょ。まず、国際法上日本が集団的自衛権を持つているというのはどういう意味なんですか。そこからどういう具体的な問題が出てくるのですか。

○角田(禮)政府委員 先ほど申し上げましたように、集団的自衛権の観念といふものは、国連憲章五十一条によつて確認されたものだと思います。恐らくその国連憲章五十一条でそういう集団的自衛権の観念といふものを確立したのは、やはりいわゆる戦争といふものが一般的に違法視さ

れ、その中においても、自國が侵略を受けたとき

にそれを個別的自衛権をもつて反撃をするといふことは、少なくともこれは固有の国家の権能とするに疑ひ得ないところだと思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろ地域的な取り決めがあつて、共同防衛といふような形ができてゐたわけです。それ

で、すべての国は個別的自衛権と集団的自衛権を持つといふことが確認されたわけで、わが国も国連に加盟をするというときに、平和条約によつて独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの国々と同じように主權国家としてそれを持つた、こういうことになると思いま

す。その点は御承認願えると思います。

ところが、それにもかかわらず、わが憲法といふのは世界のどこにもない憲法でございまして、そして憲法九条の解釈として、自衛権といつものは政府がたびたび申し上げてゐるようを持つてゐるわけでござりますけれども、その自衛権といふものはあくまで必要最小限度と申しますが、わが国が外国からの武力攻撃によつて国民の生命とか自由とかそういうものが危なくなつた場合、そういう急迫不正の事態に対処してそういう国民の権利を守るために全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められていない、こういうのが私どもの解釈でございます。

そうなりますと、国際法上は集団的自衛権の権利は持つておりますけれども、それを実際に行使するることは憲法の規定によつて禁じられている。

つまり、必要最小限度の権を超えるものであるといふように解釈しているわけです。そこで、国際法上は持つているにもかかわらず、現実にそれを行使することは国内法によつて禁止をされてゐる、こういうふうにつなぎ合はせてゐるわけでございます。

○稻葉委員 いまの説明の後半は、これは何回も言われることであつて、わかっているのであります。私の聞いているのは、国際法上集団的自衛権を日本も主權国家である以上持つてゐるというの

であります。ですから、持つてゐると言つても、それは最初の段階で持つてゐると答えたのじやないです。いいですか。そこをひとつ確かめますから。

○角田(禮)政府委員 それは言葉の問題だと思いますけれども、もともと集団的自衛権といふのは国際法上の観念でございますから、独立国家としてそれは持つておりますけれども、結局集団的自衛権は憲法によつて行使することができないわけ

でございますから、それは国内法上は持つてないと言つても論理的には同じだと思います。

○稻葉委員 そこをあなたの方では、私から言わせれば答弁でごまかしておるのです。これは憲法で禁止されておるかどうか、初めに聞いてお

るのでよ。だから私の言うのは、国際法上といふ概念がどうもはつきりしないところがあるけれども、集団的自衛権といふものは、主權国家であ

ることを申し上げたつもりでございます。

○稻葉委員 そこをあなたの方では、私から言わせば答弁でごまかしておるのです。これは憲法で禁止されておるかどうか、初めに聞いてお

るのでよ。だから私の言うのは、国際法上といふ概念がどうもはつきりしないところがあるけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

ういうふうに答えてくださいよ。私の言うとおりだ、結論は実際には同じになるかもわからぬけれども、私は尋ねておるわけですよ。それならそ

つと狭い範囲に限られておるわけです。そういう意味では、個別的自衛権は持つてゐるけれども、しかし、実際にそれを行使するに当たっては、非常に幅が狭いということを御了解願えると思います。

ところが、個別的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでござります。ですから、持つてゐると言つても、それは結局国際法上独立の主權国家であるという意味であります。

○稻葉委員 それは観念的な議論になるかもわからぬが、持つていてよいが同じだということを申し上げたつもりでございます。

○稻葉委員 それは観念的な議論になるかもわからぬが、持つておるということが前提になつて、初めて行使できないという議論が出てくることになります。

実は強調したいわけでございます。

○稻葉委員……そこで、外國に対する武力攻撃があるわけですね。それがひいては日本なら日本の安全に、直接じゃないですよ、間接に影響がある、こういうふうになつてきた場合には、集団的自衛権というものは一体どういうふうになるのですか。あるのですか、ないのですか。それが一つ。それから、直接の攻撃だ間接の攻撃だといふうこと、一本だれがどのようにして判断するのか

てきますから、間接だと考へているものも直接だ
というふうに考へれば考へられるのじゃないですか。
そういうことを言つてゐるわけですよ。

○福澤委員　そういう中で私がどうもよくわから
ないのは、これは前に私の質問主意書にも入れて
おいたのですが、昭和四十七年五月十二日の参議
院内閣委員会、大分古いことなのであります
が、この中でいろいろな問題があるのです。これは真
田さんが答えたことで、真田さんはいま亡くなら
れましたからあれかもわかりませんが、その中
で、ここまでは、うつぶらうござ。二は十

自衛権は限定された態様で発動できるということだけのことです。」「それはありますから」「それはありますと言えますね。」「韓国に対する脅威が、危害がありまして、これは直ちに我が国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。」「直ちに」という言葉がここに入っているのです。これは日本語として読めば、直ちに発動することにならないけれども、場合によっては、将来においては発動

○角田(謙)政府委員 外国に対する武力攻撃がなされたときには間接的にわが国の安全を害するというような場合に、わが国がその行使を禁じられている集団的自衛権との関係はどうなるか、こういう御質問だらうと思います。私どもは、間接にわが国の安全が害されるようなときにもわが国は自衛権を行使することはできない。つまり、そういうものは当然集団的自衛権の範囲として行使しなければ

○ 稲葉委員　間接的に攻撃を受けている場合にならないのはあたりまえでしょう。間接的というのを直接的というふうに考える場合だつて、状況の進展によってはあるのぢやないですか。日本に近接したある国が受けている場合に、それは間接的だからだめだというのぢやなくて、日本の運命にかかわってくるということになれば、日本が直接

たとえばこうしたのがあるのです。これが十分ベージのところです。「かりに我が国が集團的自衛権の行使ということを行なつても、外国はわが国を以て国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはない」ということだらうと思います。こういう答弁があるのです。これがまた私はよくわからないのです。どういうことを言っているのかよくわからないのです。また、なぜこういふことを言う必要があつたのか、これもわからない。

か。私はそういうふうに読みましたがね。
どうも法制局は違うのだという方向に理屈をくつづけて解釈しているのだと思うけれども、
「韓国に対する脅威が、危害がありまして、これは直ちにわが国の自衛権が発動することになる」とは毛頭考えておりません。直ちには考えていな
いけれども、進展によっては考えられる、常識的な日本語で言うところの答えじゃないですか。これはどうなんですか。

行使できない、こういろいろ考へておきます。
○稻葉委員 私の考へ方は、外國に対する攻撃を直接自分の國が攻撃されているというふうに考へる場合には、それは個別の自衛権の問題になるわけですから、直接とか間接とかいうのはだれがどうにして判断するのですかということです。
間接だと言つてはいるものの、だんだん広がつてくれば直接の範囲に入つてくるのじやないです。
か。結局、集團的自衛権だと言つてはいるものが、その範囲がだんだん直接の範囲に入つくるものが出でてくるのじやないです。両方がオーバーラップしてくる、そういうことが考へられるのじやないです。だから、いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになつてくるのじやないですか。日本に近いある國が攻撃された、その國を守るということは直接日本を守るということも関係してくるのだとも考へる場合もあるし、あるいは間接と考へる場合もある。では直接、間接とはだれがどうふうに考へるかといふことになつてくれば、両方がオーバーラップする。

○自衛権の発動ということは当然考えられてくるの
じやないです。
○角田(憲)政府委員　運命にかかわるとい
うなことでは我が國の個別の自衛権は發動でき
ない。あくまで我が国に対する直接の攻撃がある
場合に限る、こういうふうに申し上げておきま
す。
○稻葉委員　そうすると、自衛権の行使の条件で
すね。それは、日本の場合でも、開始するときに
行使の条件が整つておれば、開始した後には整つ
ていなくてもいいわけですか。不戦条約の場合
はたしかそういう考え方でしたね。そのところ
はどうなるのですか。
○角田(憲)政府委員　自衛権行使の要件として、
前々からいわゆる三要件というものを申し上げて
いるわけです。これは、開始の要件というか發動
の要件と、發動した後の実際の行使の要件と両方
を含んで三要件、たとえは第三の必要最小限度の
範囲にとどまらなければいけないというのは、發
動した後の行使の態様についても適用される要件

書に対する答弁の八というところでお答えをいたしておりませんけれども、結局、国際法上わが国が主権国家として集団的自衛権を有していることは間違いないという、いわば国際法の解釈をボイントに置いて、それを御説明したいという気持ちで答弁したんだらうと思います。したがいまして、「かりに」というようなことで何かわが国の集団的自衛権の行使をやり得る余地があるような意味でお答えしたわけではなくて、全く純粹に理論的に、国際法的な面の理論を強調したということだらうと思います。

○福島委員　だらうと思いますということだが、真田さんが亡くなられてしまったからわかりませんけれども、なぜこういうことを言う必要があるのですか。わが国が集団的自衛権の行使を状況によつては行なうことができるんだというふうにこれはとれるのです。だからこういう答弁が出てくるのだと私は思うのです。

その後の二十ページの上から二段目で、「わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別の

いのですが、「直ちに」というのは、確かにそういう日本語の使い方もあることは私も認めざるを得ませんけれども、しかし、答弁の本旨としては、いわゆる朝鮮有事といいますか、そういうものが即ちが国の自衛権発動の要件になるような大疑問で、いかが議論があるのに対して、即なるというよくなな考え方には全く私どもはとっておりません。そういう意味で「直ちに」という言葉を使つたんだるだと思ひます。現にそのことは、速記録で言ひますと一ページ前で、第三国に対する攻撃は我が国の自衛権の發動の要件にはなりませんということを申し上げてゐるわけでござります。そういうものを受けて、いま御引用になりました答弁の言ふ前に、「我が国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別の自衛権は限定された態様で発動できることを申し上げてあるだけのこととござりますから」といふて直ちにはだめであつても場合によつてはいいことを申し上げてあるわけでございまして、決して直ちにはだめであつても場合によつてはいいというような意味で申し上げたものではございまい

<p>どういふことを言つてゐるわけですか。そういうふうに考へられるのじやないですか。そういうことを言つてゐるわけです。</p> <p>○角田(謹)政府委員 わが国の自衛権を発動する要件が備わつてゐるかどうかなどは、わが国自身が判断する問題だと思ひます。ただ、その判断をする場合に、いま御指摘になつたような間接的に攻撃を受けてゐるとか、間接的に安全が害されているとか、そういうよなことはわが国が自衛権の発動の要件にはならない、ということはつきり申し上げておきます。</p> <p>○福葉委員 間接的に攻撃を受けている場合にならないのはあたりまえでしよう。間接的というのを直接的といふように考へる場合だつて、状況の進展によつてはあるのじやないです。日本に近接したある国が受けている場合に、それは間接的だからだめだというのじやなくて、日本の運命にかかわつてくるということになれば、日本が直接受けているのと同じことになつてくれば、そこで自衛権の発動といふことは当然考へられてくるのじやないです。</p>	<p>○角田(謹)政府委員 運命にかかわりあるといふようなことではわが国の個別的自衛権は効動できない。あくまでわが国に対する直接の攻撃がある場合に限る、こういうふうに申し上げておきます。</p> <p>○福葉委員 そうすると、自衛権の行使の条件ですね。それは、日本の場合でも、開始するときに行使の条件が整つておれば、開始した後には整つていなくてもいいわけですか。不戦条約の場合たしかそういう考え方でしたね。そのところはどうなるのですか。</p> <p>○角田(謹)政府委員 自衛権行使の要件として、前々からいわゆる三要件というものを申し上げてゐるわけです。これは、開始の要件といふか發動の要件と、發動した後の実際の行使の要件と両方を含んで三要件、たとえば第三の必要最小限度の範囲にとどまなければいけないというのを、發動した後の行使の態様についても適用される要件</p>
<p>だと思います。</p> <p>○福葉委員 そういう中で私がどうもよくわからぬのは、これは前に私の質問主意書にも入れておいたのですが、昭和四十七年五月十一日の参議院内閣委員会、大分古いことなのであります。これの中でいろいろな問題があるのです。これは真田さんが答えたことで、真田さんは「いま」くなられましたからあれかもわかりませんが、その中で、たとえばこういうのがあるのです。これは十九ページのところです。「かりにわが国が集団的自衛権の行使ということを行なつても、外国はわが国を目指して国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだといふべき立場にはない」ということだらうと思います。こういう答弁があるのです。これがまた私はよくわからないのです。どういうことを言つてゐるのかよくわからない。また、なぜこういうことを言う必要があつたのか、これもわからん。</p> <p>○角田(謹)政府委員 これは福葉委員の質問主意書に対する答弁の八と一といふところでお答えをいたしましたけれども、結局、国際法上わが国が主権国家として集団的自衛権を有していることは間違いないという、いわば国際法の解釈をポイントに置いて、それを御説明したいといふ気持ちで答弁したんだらうと思います。したがいまして、「かりに」というよなことで何かわが国の集団的自衛権の行使をやり得る余地があるようない意味でお答えしたわけではなくて、全く純粹に理論的に、国際法的な面の理論を強調したということだらうと思います。</p> <p>○福葉委員 だらうと思ひますといふことだが、真田さんが亡くなられてしまつたからわかりませんけれども、なぜこういうことを言ひ必要なことがあります。わが国が集団的自衛権の行使を状況によっては行なうことができるんだといふふうにこれはとれるのです。だからこういう答弁が出てくるのだと私は思うのです。</p> <p>その後の二十一ページの上から二段目で、「わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別的</p>	

自衛権は限定された態様で発動できるというだけのことではございませんから、「これはあたりまえの話ですね。『韓国に対する脅威が、危害がありませぬ』とになるとは毛頭考えておりません。』「直ちに」という言葉がことに入っているのです。これは日本語として読めば、直ちに発動することにならないけれども、場合によっては、将来においては発動することがあり得ると解釈できるんじゃないですか。私はそういうふうに読みましたがね。

どうも法制局は違うのだという方向に理屈をくつけて解釈しているのだと思うけれども、韓国に対する脅威が、危害がありまして、それは直ちにわが国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。』直ちには考えていかなければ、進展によつては考えられる、常識的けれども、日本語で言うところの「直ちに」という答えじゃないですか。」

○角田(憲)政府委員　どうも私からお答えにくいのですが、「直ちに」というのは、確かにそういう日本語の使い方もあることは私も認めざるを得ませんけれども、しかし、答弁の本旨としては、いわゆる朝鮮有事といいますか、そういうものが即ち我が国の自衛権発動の要件になるような疑問点、いうか議論があるのに對して、即なるというふうな考え方方は全く私どもは持っておりません。そこそこいう意味で「直ちに」という言葉を使ったんだろかと思います。現にそのことは、速記録で言いますと一ページ前で、第三国に対する攻撃はわが国との自衛権の發動の要件にはなりませんということをさるる申し上げているわけでございます。そういうものを受けて、いま御引用になりました答弁の吉前にても、「わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別の自衛権は限定された態様で発動するだけのこととざいますから」といふことを申し上げているわけですが、さいまして、決して直ちにはだめであつても場合によつてはいい

○福葉委員　そういうあなたの言うようなわけですか。そうじゃないですか。いま真田さんはいないからね。ほぐの先輩だし、どうもあれだけれども、これは要らないのじゃないですか。言つたのなら、これは何かの意味があるというふうにされますよ。頭の中にそういうことがあったというふうにされるのじゃないですか。それならばこのところは全部要らないのじゃないですか。

「発動できるというだけのことです」といいます。これだけでいいのじゃないですか。あとは要らないのじゃないですか。どうでしょうか。

○角田(憲)政府委員 それは前に韓国との問題が取り上げられていて、それを言い直すといちことでただ申し上げたつもりだと思います。(つまり、水口委員の御質問が、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談中のいわゆる韓国条項を引いての御質問であったのですから、一般論として申し上げた上で、さらに韓国に対する脅威がわが国の自衛権発動の要件にはなりませんといふことを具体的な事実に即して申し上げたわけで、その辺はもう全く他意ございません。

○福葉委員 法制局は、全体としていまのところはそういうふうに解釈しているのでしよう。そういうふうに解釈しなければ、この「直ちに」というのは意味があるのだというふうに解釈したら、あなたの方で後で大きな問題になるから、それ以上の答弁はできないでしよう。

私は、たとえばこういう質問をしているのですよ。尾崎記念財団発行の「世界と議会」に法眼晋作氏の「日本の外交」という講演が載っているのです。ぼくは法眼さんの講演も聞きましたが、この人は外務官僚の中ではなかなかタカ派的な論理を持った人で、「たとえば、日本が集団的自衛権がないということをいぢでしよう。法制局がそう解釈しているのですが、しかし、安保条約を見てごらんなさい。日ソ共同宣言を見てごらんなさい。国際連合憲章を見てごらんなさい。どの国も個別的に、集団的に自衛をする固有の権利を持つ

の解釈は、集団的自衛権がないといふことをいふのですから、安保条約の解釈も、日本が自分だけを守ることをやつておつていいけれども、それ以外はアメリカと協力しない、といふ建前で議論するわけです。そんな独断的解釈が通るでしょうか。」と、ずっとと言つてゐるのですね。

だから、法局はそういうふうに解釈しているけれども、外務省としては、いま言つたような考え方でなくして、個別的にも集団的にも自衛する固有の権利を持つておるのだ、それが日ソ共同宣言にも安保条約にも国際連合憲章にも出てくるのだ、こういうふうな理解の仕方をしているのぢやないですか。

現に、日ソ共同宣言の中でも安保条約にもそれが出てきますね。平和条約の五条(c)項、それから安保条約の前文にもそのことは書いてありますね。だから、日本は集団的自衛権がないのと同じだと言うならば、いま言つた平和条約の五条(c)項、あるいは安全保障条約の前文ですね、こういうふうなこともわざわざ書く必要はないのだし、日ソ共同宣言の中にそれを入れる必要もないということになるのぢやないでしょうかね。

どうなんでしょうね。外務省はこういう考え方で言つておられるのぢやないですか。法局はこうおっしゃつたけれども、実際はそうじやないのだということを言つておられるのぢやないですか。これに対しても私は言つておられるのですよ。そういうふうに質問しているのだけれども、あなたの方は全然答えないのだ。法眼さん聞いてごらんなさい。外務省はそういう考え方でですよ。

○角田(鶴)政府委員 法眼さんのお話になつたものを私が直接コメントするのはいかがかと思ひますが、この「世界と議会」は私も詳細に読みましたけれども、まず第一に、国際法上の解釈だけをしておられるのだと思ひます。一言も、憲法の字も言つておられません。ところが、結論として、憲法の議論に触れられないで、わが國が集団的自衛権を持つていないという解釈を法局

がしているのはおかしい、こういふことを言つておられるので、そこに非常に議論が欠落していると思います。私どもは、国際法上集団的自衛権を有する国家として持つてゐるといふことは絶えず申し上げてゐることで、その限りにおいては少しも差異はないわけございます。ところが、先ほど来申し上げてゐるようだ、憲法があるわけでござります。その点についての論及が全然なくて、結論だけは法制局の解説はおかしいと言つておられるので、そういう意味において、議論の仕方 자체がすでに間違っているのじやないかと、いうふうに私どもは考えます。

それからもう一つ、外務省がこのよだな考え方をとつてゐるのじやないかと、いふことについて、憲法があるわけでござります。それは、絶対にそのようなことはないと私は申し上げていいと思います。と申しますのは、先ほど四十七年の参議院における水口委員と法制局とのいろいろな議論を御引用になつたわけでござります。そのときには、外務省から高島政府委員が出ておりましても、当然のことながら外務省も入つておるわけでございまして、同じような趣旨で答弁しております。がら、そういうことについて議論の差異は全然ございません。また、今回の答弁書の作成についても、どういたしまして、そういう意味において、外務省があらうには私どもは思つておりません。

○福葉委員　あなたの答弁を聞いていますと、こういう疑問がわくのですよ。なるほどね、しかし、国際法上、日本が主権国家として集団的自衛権を持つていてるということを言う場合、それは具體的にどういう意味があるのでですか、どういうときにそれが動くのですか。その点がよくわからぬつています。しかし、それはあたかも、わざわざな。

ソ連やアメリカに、私どもの国は集団的自衛権を持つていませんということを約束するというか、そういう意味で、独立国家として、主権国家としてそういういう条約というものは恐らく書き方として非常に不適当であろう。そういうことで、ソ連との宣言でも、また安保条約でも、両方が確認をするということになつてゐるわけです。その根源は、先ほど来申し上げているように国連憲章の五十二条にさかのぼることができるわけでございますから、いわば独立の主権国家であるということを世界に宣明する、そういう意味では意味があると思います。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけありますから、そういう意味では意味がない、こうしたことになると思ひます。

○福葉委員 意味がないならば、日ソ共同宣言でも、平和条約でもあるいは安保条約の前文でも、そんなことを何も書かなければいいじゃないですか。日本にとって意味がないならば書かなければいいんだよ。それをわざわざ書くというところにまた疑問が起きてくるのじゃないですか。どうもほんとはよくわからぬでですな。

○角田(義)政府委員 いまその点をお答えしますけれども、外国との条約で、私どもは集団的自衛権を国際法上も認めてもらいたくない、認められないような国であるというふとを外国に対して約束する。これは条約の書き方としていかにもおかしいのじゃございませんんでしょ。むしろ、集団的自衛権というものは持つてゐるのだ、国際法上は持つてゐるのだ、しかし、わが国は憲法で、それは全然行使しませんよということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしているという方が、どうも私は日本国の立場としていいのじやないかという気がいたします。

○福葉委員 私の言うことを取り違えている。私はいま、国際法上集団的自衛権がないということを書けなんて言つてゐるのじやないです。実際上、日本はそんなものは行使できないのだ、あつても意味がないのだと言つらば、そういうこと

を全然書かないようにした方がいいのじゃないか。こういうことを言つてはいるわけですよ。いいですか。あなたの方は、何もないということを書けというふうに言つてはいるようになりますが、そんなことは書く必要はないですね。

もう一つ、私がどうも疑問に思ひますことは、結局集団的自衛権とありますことは、うちだけれども、日本と密接な関係にある外國が侵害を受けたときだ、それは間接に日本に影響があると言うのでしよう。そういうのは行使できないと言つてはいるのでしよう。間接か直接かを一体だれがどのようにして判断するのか。直接影響を受けているというところならば、それは個別の自衛権の発動となるのでしよう。ならないのですか。外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに關係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そちら辺のところをはつきりしてもらいたい。

○角田(總)政府委員 私は先ほど注意深く申し上

げたつもりでございますけれども、わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを申し上げたわけであります。それから、直接であらうが間接であらうがわが国に対する武力攻撃がなくして、ただ平和と安全が脅かされるおそれがあるとか影響があるとか、そういうことではだめだということを申し上げたわけであります。

○福葉委員 同じような議論をたくさんしてあらうと思うのですが、私はいろいろ詳しい質問をしたつもりなんですね。それに答へる答へがいろいろあったのですね。いま言つたようなこの答弁書なら、前に戻りますけれども、あなたの言つたような見解をずっと並べるなら、こんなのは一週間

を全然書かないようにした方がいいのじゃないか。こういうことを言つてはいるわけですよ。前に言つたことと同じことを申し上げてもあれですが、私は、何かこのところでいろいろ配慮したのかどうか知りませんけれども、非常に考慮した答弁をしていることは間違いないわけです。

そこで、防衛庁に念を押した方がいいと思うの

ですが、いま言つたような集団的自衛権の行使はできない、これはわかつた。わかつたけれども、集団的自衛権の行使といふ形の中にいろいろな内容がある。いろいろな分類ができる。いろいろな分類ができる。それがその分類によっては日本が直接攻撃を受けたと同じように考えられる場合もあるという場合には、日本に対する攻撃として武力攻撃とみなすということもできるんだというふうな理解の仕方を、いま防衛庁なり外務省あたりはだんだんしてきているんじゃないですか。だから、集団的自衛権といふものを抽象的な論議をしているのじゃなくて、それを個別に分類をして、こういう場合ならば集団的自衛権という名前で呼ばないで個別の自衛権といふ名前で呼んで、それには日本が対抗できるという形にして事を運ぼうといふ研究をいましているんじゃないですか。

○福葉委員 私の言う意味はわかりますか。集団的自衛権といふものを一つのものとしてではなくて、その中

を幾つかに分けるわけです。分けてきて、それが

脅かされるおそれがあるとか影響があるとか、そ

ういふふうなオーバーラップを

まさせていこう、こういふうな

一つは、非核三原則を法律にすると、日本

が核をつくらず、持たず、持ち込まずというこ

とを内外に法律にきちんと声明してしまうと、いわ

ゆるフリーハンドの幅が非常に狭くなってくると

いうことから、それは法律にしない、ある程度フ

リーハンドの幅を残しておいた方がいいというこ

とで、それで非核三原則といふ形にして法律にし

ないのだ。こういう考え方方が政治家として脳裏の

中にあるんじゃないでしょうか。そこはどういうふうにお考へでしようか。

○夏目政府委員 先ほど米法制局長官からるる御

説明しておきますように、私ども、わが国が持つ

てある、厳格に守つておりますので、そういうもの

を広げるがあるいは影響の多少によつてそういう

ものは読み得るものがあるのではないかといふ

ことについては防衛庁としてはどういうふうに考

えているのですか。そういうふうなことをあなた

の方としてもそうですと答えるわけにもいかぬか

もわからぬわね、いまの段階では。大変な問題に

なるかもわからぬけれども、だから、そういう非

核三原則を法律にしない理由というのは、総理が

行使の態様を分けて研究しているということを聞

いていますが、これはまたよくあれしましよう。

そこで、きょうは官房長官において願つてい

るいろいろ核の問題に関連をしてお聞きしたい、こう

いうふうに思つたし、それから質問も、これに関

連して総理大臣の名前が出ていますから、総理大

臣が来られなければ官房長官が出てくるのが本当

だと思うのですが、御都合で来られないというの

で、國務大臣である奥野さんにお聞きをしたい、

こういうふうに思つたし、それから質問も、これに関

連して総理大臣の名前が出ていますから、総理大

臣が来られなければ官房長官が出てくるのが本当

だと思うのですが、御都合で来られないというの

で、國務大臣である奥野さんにお聞きをしたい、

こういうふうに思つたし、それから質問も、これに關

連して総理大臣の名前が出ていますから、総理大

臣が来られ